

養護老人ホーム梅寿荘 契約入所 重要事項説明書

(奈良県指定事業所番号 奈良県2970900102)

養護老人ホーム梅寿荘は、ご契約者に対して外部サービス利用型特定入居者生活介護サービスを提供いたします。

施設の概要や提供されるサービスの内容は次の通り説明します。

1. 事業所の概要

事業所名	養護老人ホーム梅寿荘
所在地	奈良県生駒市門前町8番7号
介護保険事業所番号	2970900771号
管理者及び連絡先	森本 公子 電話0743-74-1175

2. 事業所の職員体制等

職種	従事する業務	基準	配置
管理者	統括	1名	1名 常勤
医師	健康管理	1名	1名 非常勤・特養と兼務
生活相談員	生活上の相談	1名	1名 常勤 専従
計画作成担当者	ケアプランの作成	1名	1名 常勤 兼務
支援員	日常の生活介護	2名	3名 常勤 1名 非常勤 専従
看護師	看護・保健衛生管理	1名	1名 常勤 特養と兼務
管理栄養士	栄養管理、食事全般	1名	1名 常勤 専従

3. 設備の概要

区分	数量・規模	備考
入所定員	20名	
居室	個室20室(1室 9.10㎡)	1室 10.65㎡以上
食堂	1室(41.47㎡)	
浴室	1室(10.12㎡) トイレ完備	脱衣室(5.24㎡) 別
便所	居室4ヶ所に1つ完備(14.13㎡)	
洗面所	共同1ヶ所、室内は個々に完備	
医務室	1室(25.08㎡)	特養と兼用
静養室	1室(16.6㎡)	
面接室	1室(9.06㎡)	
居間	1室(12.96㎡)	
洗濯室	1室(11.03㎡)	
交流ホール	1ヶ所(279.27㎡)	特養と兼用

4. 当施設の利用料と提供するサービス

< 利用料 >

要介護度	利用料 (日)	食費 (食)			金額 (月)			
		朝食	昼食	夕食				
一般 (非該当)	2,000	360	500	500	100,800			
要支援Ⅰ								
要支援Ⅱ								
要介護Ⅰ	3,000				360	500	500	130,800
要介護Ⅱ								
要介護Ⅲ	3,500	360	500	500				145,800
要介護Ⅳ								
要介護Ⅴ								

< サービス概要 >

①食事

当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態を考慮した食事を提供します。

なお、食事をおいしく召し上がっていただく為に、適時に適温にて提供します。

朝食 07：30～

昼食 12：00～

夕食 18：00～

②入浴

入浴又は清拭を週2回行います。

利用者の希望によりシャワー浴を含め、それ以上利用することができます。

③健康管理

定期往診の医師や看護職員が、健康管理を行います。

又、必要に応じて協力病院をはじめ、各医療機関への受診送迎を行います。

但し、個人的な希望により受診される場合は、職員の付き添い及び送迎はできません。

④その他自立への支援

寝たきり防止の為に、できる限り離床に配慮します。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

外出や行事等への参加による生きがい作りを行います。

< 受託居宅サービス事業所の名称及び所在地とご利用について >

要支援・要介護状態にある利用者に対し、施設サービス計画に基づき、以

下の委託事業所とともに、自立した生活が行えるよう、入浴・排泄・食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与又その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の介護サービスをご利用いただけます。

※はあとぼーと梅寿荘（指定訪問介護事業所）	生駒市門前町 8-7
※梅寿荘デイセンター（指定通所介護事業所）	生駒市元町 2 丁目 1 4-8
※デイセンター憩の家（指定通所介護事業所）	生駒市元町 2 丁目 8-4 6
※デイセンター寿楽（指定通所介護事業所）	生駒市有里町 9 5-2

（２）実費となるサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

＜サービスの内容と利用料金＞

- ①利用者の選択による理美容業者による理美容にかかる費用
 - ②介護サービスとして算定できない病院その他の送迎代
 - ③通常サービス以外の買い物、送迎または代行
 - ④入院中に発生するリース料及び洗濯費用
 - ⑤レクリエーション・クラブ活動における材料代等の実費
 - ⑥日常生活用品（ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、オムツ、リハビリパンツ、パット、マスク、乾電池等） 実費
- 日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。
- 嗜好品・衣類等のご購入 実費

5. 当施設のサービスの方針について

1. 利用者本位を第一に考えてサービスを提供します。
2. 利用者の人権を尊重します。
3. 自立を支援します。
4. 権利を擁護します。
5. 個別ケアを提供します。

6. 非常災害対策

施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年 2 回以上ご入居者及び従業者等の訓練を行います。訓練の実施に当たっては地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとします。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に、ご利用者が病気やケガなどで急変した場合、予め指定

いただいた医師や病院（指定が無い場合は施設の協力病院）を受診するなど必要な対応を行います。緊急時の対応及びご家族、身元引受人等、連絡方法については特に明確にお示しください。またこのような場合は原則として速やかに受診先におこしくださるようお願いいたします。

【協力病院】

名称：奈良西部病院 所在地：奈良市三碓町 2143-1 連絡先：0742-51-8700	名称：生駒市立病院 所在地：生駒市東生駒 1 丁目 6 番地 2 連絡先：0743-72-1111	名称：白庭病院 所在地：生駒市白庭台 6 丁目 10 番 1 号 連絡先：0743-70-0022
--	--	--

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村および関係諸機関への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 事故の防止

事故の発生の防止のための指針を整備し、事故が発生した場合等における報告とその分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備をしております。また、事故の防止のための委員会及び従業者に対する定期的な研修を実施しております。

事故の発生防止担当者：森本 公子

10. 高齢者虐待の防止

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止するための指針の整備、委員会の開催、研修の実施、担当者の設置を行っています。

高齢者虐待の担当者：森本 公子

11. 身体拘束及び行動制限

事業所及び職員は、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行う場合は、事業者が別に定める「身体拘束マニュアル」に規定する手続きに従って行うものとします。

身体拘束の担当者：森本 公子

12. 業務継続計画（BCP）等策定

事業所は感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する指定介護

福祉サービスの提供を継続的に実施する及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下業務継続計画という）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとし職員に対し周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとします。

業務継続計画策定の担当者：森本公子

13. ハラスメントの防止

施設は職場におけるハラスメント防止において職員が遵守すべき規定を策定し職員への研修を行い、これを防止する。

ハラスメント防止の担当者：森本公子

14. 利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により下記協力機関において診療・入院治療を受けることができます。（但し下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診察・入院治療を義務付けるものでもありません。）

① 嘱託医

○配置医師：阿部泰士（内科） 阿部クリニック 奈良市学園前南 1-2-20

②協力医療機関

○奈良西部病院：奈良市三碓町 2143-1

○生駒市立病院：生駒市東生駒 1 丁目 6 番地 2

○白庭病院：生駒市白庭台 6 丁目 10 番 1 号

○阪奈中央病院：生駒市俵口町 741（歯科のみ）

○平群歯科：生駒郡平群町下垣内 84-7

15. ご利用者の入院について

①3 か月以内の退院が見込まれない場合

3 か月以内の退院が見込まれない場合には契約入所を解約する場合があります。ただしご利用者の状況、置かれている環境を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を速やかに行います。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介○居宅介護支援事業所の紹介○その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介 |
|---|

②入院時の支援等

入退院もしくは入院期間中のご利用者に対する必要な手続き・物品などの

準備、買い物・情報提供・その他必要な時以降についてできる限り支援いたします。

(医療機関から付き添い依頼があった場合は、ご家族などでお願いいたします。付き添いが困難な場合は、家政婦紹介などをご利用ください。)

16. 守秘義務について

介護福祉施設サービスを提供するうえで知り得たご利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了したのちも継続します。

17. 苦情の受付について

施設介護サービス及び委託事業所による介護サービス、その他不服なことがあれば遠慮なくお申し出ください。解決の為に努力します。施設で解決できない不服な点や、苦情があれば、以下の公的機関にお申し出頂くこともできます。

私達は常に誠実な対応に心がけ致します。

①梅寿荘における苦情の受付

梅寿荘における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔主任生活相談員〕 黒川 美穂

○受付時間 毎週 月曜日～金曜日 9：00～18：00

電話番号：0743-74-1175

○苦情解決委員会

苦情解決委員会委員長	施設長	森本 公子
苦情受付委員会担当者	事務長	東口 謙
	主任生活相談員	黒川 美穂
	主任ケアマネージャー	堀本 卓史
	看護主任	南部 逸子
	主任支援員	植田 昌樹

○宝山寺福祉事業団第三者委員会

小河 千恵里	生駒市社会福祉協議会
	生駒市デイサービスセンター幸楽所長
谷川 義明	法人監事
	前下市町副町長
谷口 誠	法人評議員
	元メディカルセンター事務局長
新田 一郎	法人評議員

宮本 和子

宗教法人宝山寺事務長
元いこま乳児保育園園長・元民生委員

浅井伊知人

いこま福祉会理事長

○ 市町村の窓口

生駒市役所 介護保険課

〒630-0258 奈良県生駒市東新町8号38号

電話：(0743) - 74 - 1111

○ 公的団体の窓口

奈良県国民健康保険団体連合会施設苦情係

〒634-0061 奈良県橿原市大久保町302-1

奈良県市町村会館内 5階

電話：(0744) 29-8326 FAX：(0744) 29-8322

18. 第三者評価の有無 (有 ・ 無)

以上の通りご説明いたします。この説明書は大切に保管しておいてください。この説明書に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに遵守し、双方が誠意をもって協議の上定めます。ご不明な点がございましたら施設までお問い合わせください。

19. サービス提供記録の保存

利用者、家族の求めに応じて、サービス提供記録はいつでも閲覧していただけます。サービス提供記録は5年間保存いたします。

附則

この規定は令和5年 6月1日から施行する。

この規定は令和7年 4月1日から施行する。

【 説明確認欄 】

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 養護老人ホーム梅寿荘

説明者 _____

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり重要事項の説明を受けました。

契約者 住 所 _____

利用者 氏 名 _____

本人を代理する者
住 所 _____

氏 名 _____